

財務 VOL.63

否認されない！生前贈与のポイント

相続税対策として、手っ取り早く効果を発揮するのは「**生前贈与**」です。皆様も何らかの形で対策を採られている方も多くと存じますが、実際に相続が発生し、相続税の税務調査を受けた際に、**生前の贈与を否認されるケース**が後を絶ちません。後々の税務調査で否認されないためには、どのような点に気をつければ良いのでしょうか？

連年贈与とは？

先日あるお客様に以下のようなご質問をいただきました。
「毎年100万円ずつの贈与を10年行った場合、1,000万円を10年間で分割して贈与したものとみなされ、1,000万円に対して贈与税が課されると聞いた。もしそうであれば毎年贈与する金額を変えた方が良いのでは？」とのご質問でした。

これはいわゆる「**連年贈与**」と呼ばれるものですが、税務当局はこのようなケースを「連年贈与」であると本当に認定できるのでしょうか？

結論から申し上げますと、それは「NO」です。この場合、「**連年贈与**」が成立するための要件は、「**最初から1,000万円を贈与する意思、贈与してもらおう意思が成立していること**」です。それに該当する内容が明記された「**贈与契約書**」が作成されていたのならまだしも、毎年100万円を贈与している事実のみをもって、予め贈与計画が決まっていたことを立証するのは極めて困難と言わざるをえません。

また実際問題として、「連年贈与」が争点となった判決や採決は今のところありません。よって、**毎年、無理に贈与金額を変更する意味は全くありませんし、逆に「贈与契約書」を毎年作成しておけば、贈与がその年に実行されていることを示す極めて有効な証拠**といえます。

冒頭に「連年贈与」というひとつの事例を紹介させて頂きましたが、この事例を通して、いくつかのキーワードが出てまいりました。「**贈与する意思、もらう意思**」・「**贈与契約書の有無**」です。

これらのキーワードを頭におきながら以下、「**贈与が有効に成立するためには何が必要か？**」をみてまいりましょう。

贈与が成立する要件

贈与を実行する上で最も注意すべき点は、**そもそも贈与が成立していない**と判断されるリスクです。

贈与は、民法で定められた諾成契約（一方の意思表示をもう一方が受諾することにより成立する契約）ですので、**受贈者（贈与を受ける方）の受諾が不可欠**です。また、贈与財産は受

贈者のものですので、**受贈者が使い道を自由に決定できること**が求められます。

従いまして、

- (1) **贈与者（贈与をする方）及び受贈者双方の合意**があり、かつ、受贈者が贈与財産を管理しているだけでなく、
- (2) **受贈者が贈与財産を自由に処分できる状態**となって初めて贈与は成立します。

逆に申しますと、

- (1) ‘**受贈者が認識していない場合**、又は
- (2) ‘**受贈者名義の預金口座は存在しているものの、贈与者が印鑑や預金通帳を保管している（いわゆる「名義預金」）等、受贈者が贈与財産を自由に処分できる状態にない場合**

には、贈与が成立していないと判断され、贈与したはずの財産は、相続人の財産として**相続税の課税対象**となります。

また、贈与が成立していないと判断されやすいケースとして、

1. 受贈者名義の預金口座の**銀行印が贈与者のものと同じ**
2. 預金口座に係る**書類を贈与者が作成**している
3. 贈与者と受贈者の住所が離れており、預金口座の住所が**贈与者の住所**になっている場合や、**贈与者の住所近くの金融機関にて預金口座の入出金記録がある**場合等が挙げられます。

現実問題として、“受贈者が安易にお金を使ってしまおうといかないから”という理由で預金口座が本人の管理下に置かれていないケースが多いのも理由としては納得できますが、**受贈者名義の預金口座から受贈者の個人支出の支払**をしていただくのが無難といえます。

また、それも難しいということでしたら、**受贈者の署名又は捺印のある「贈与税確定申告書」や「贈与契約書」を作成**しておけば、受贈者及び贈与者双方の合意を示す上で有効といえます（ただし、受贈者が贈与財産を自由に処分できる状態にないことが明らかな場合には、贈与が成立していないと判断される危険性は残ります）。

以上、**【否認されない生前贈与のポイント】**をご紹介しましたが、先生方に万が一のことがあった場合にトラブルの芽を残さぬためにも『今できること』はしっかりと実行しておかれるのが賢明です。そこで、まずはたとえ面倒でも**「贈与契約書」を作成**することから始めてみられてはいかがでしょうか！